

図書館指定管理者制度の現状と問題点

05L4160 林 里依

1. 公立図書館の運営の歴史

地方自治法の 1963 年の改正で「公の施設」の設置と運営について明確に定められた。管理を委託する場合は「公共団体または公共的団体」に限定されていた。1991 年の改正で委託先が広げられた。さらに 2003 年の改正により、「指定管理者」の選定が可能となった。

2. 各種委託制度

(1) 業務委託（アウトソーシング）

図書館の一部の業務を外部業者に委託するものである。具体的業務例としては、設備管理、図書の配架、図書出納、などがある。

(2) 指定管理者制度

公共施設の管理運営を「指定管理者」である民間企業へ委任することを可能とした。

(3) PFI

1992 年イギリスで誕生した公共事業の新しい手法で PFI とは Private Finance Initiative の略で「民間主導の公共事業」という意味である。日本では 1999 年 7 月「PFI 法」成立、同年 9 月に施行した。このこれは公共施設の設計から建設、維持管理・運営まで民間にゆだねる手法である。

3. 指定管理者制度の実態

2008 年度における指定管理者の分類 [1] は表のとおりである。

		特別区	政令区	市	町村	合計
図書館数		21	25	57	26	129
指定管理者の性格	①民間企業	19	14	20	6	58
	②NPO	2	0	11	6	19
	③公社財団	0	11	23	12	46
	④その他	0	0	3	2	5

3. 図書館の調査

(1) 田原市図書館

田原市図書館は直営館であるが森下館長の独自の方針に基づきサービスに力をいれている。

(2) 千代田区立図書館

2007年リニューアルオープン後指定管理者を導入した。千代田区役所の9階10階を図書館として利用している。蔵書数や貸し出し数を重視するのではなく、サービスを重視してコンシェルジュや子どもの遊び場を導入するなど、新機軸によりメディアでしばしば取り上げられている。しかし、指定管理者導入以前の図書館員がすべて交代している、複数の業者がはいっている、など図書館としての長期的な活動に不安も残る。

(3) 津島市立図書館

津島市立図書館は愛知県下で最も古い図書館で、日清戦争翌年の明治28年(1895)に「凱旋記念書籍館」の名称で建設された。2007年4月より指定管理者制度が導入された(市のNPOに委託)。平成18年度では6名であった運営管理職を、平成19年度からは館長・副館長・事務長の3名に半減し、管理職人件費を大幅に縮減した。しかし利用者の増加は見られず、その原因としてはもともとの利用者数の減少と図書購入費の削減にあると考えられる。

3. 指定管理者制度の問題点と最近の動向

- (1) 図書館の設置目的と経費との関係について明確な説明が必要となった。それにより今までの図書館経営を見直す良い機会となった。
- (2) 日本図書館協会は社会的機能をふまえることを訴え、外部委託の目的は「効率的」でなく「効果的」であるべきだと主張している。
- (3) 総務省が2008年6月に指定管理者制度実施にあたっての注意点を通知
- (4) 2008年6月の社会教育法等の一部を改正する法律案に関しての衆議院審議において、渡海文部科学大臣が図書館における指定管理者制度の実施においては、長期的視野に立った運営と職員の研修機会の確保や後継者の育成等の問題がおこらないように、と答弁、これに基づき、「弊害についても十分配慮」するよう付帯決議がおこなわれた。

4. 考察

どの図書館も経費削減に見舞われており、民間であろうが直営であろうが経営が厳しいことには変わりはない。指定管理者制度の問題点としては、経費の増加、専門的知識の欠如、指定管理者についての認識不足があり、今後も議論が必要である。

[参考文献]

[1] 図書館政策企画委員会. 図書館における指定管理者制度の導入の検討結果について 2008年調査(報告) <http://www.jla.or.jp/sitei2008.pdf#search='図書館政策企画委員会.図書館における指定管理者制度の導入の検討結果について 2008年調査'> (閲覧 2008. 11. 28)